

憲法9条の成立（Ⅲ）

河 上 暁 弘

はじめに

1. 憲法9条成立過程に関する論点に関する議論の前提
2. 幣原とマッカーサーの証言
— 幣原・マッカーサー会談（1946年1月24日） — （以上、2月号）
3. 戦争放棄条項（憲法第9条）の文言の推移についての概観
4. 憲法9条の憲法条項内の位置
5. 「芦田修正」と「文民」条項挿入をめぐる問題について
（以上 3月号）
（以下 本号）
6. 憲法9条成立過程における条文修正が及ぼした効果について
7. 高柳・マッカーサー往復書簡について
8. 幣原提起説をめぐる証言・学説の検討 （以下 次号）
9. 憲法9条と再軍備・沖縄

おわりに

6. 憲法9条成立過程における条文修正が及ぼした効果について

次に、とり上げておきたいと思われるのは、マッカーサー・ノートにあった「自己の安全を保持する手段としての戦争をも、放棄する」という文言が民政局案の段階では削除されたことや上に見てきた「芦田修正」等が憲法9条解釈等にかに影響するかという、憲法9条の法文化過程と憲法9条の解釈についての論点である。

まず、マッカーサー・ノートにあった「自己の安全を保持する手段としての戦争をも、放棄する」という文言が民政局案の段階では削除された点についてであるが、この点については、確かに微妙な問題を孕んでいないわけではない。

この時の民政局のメンバーの反応として、例えば、「ケーディスは、これが、自分が学生のときに学んだケログ＝ブリアン不戦条約の趣旨を宣明するものとして歓迎し、戦力の不保持の宣言は、不戦条約が結局は無視されたことに鑑みて、その精神を活かすためのものであろうと思った」⁽¹¹³⁾ともされている（これ自身は大変適切な評価である）が、しかし、そのケーディス自身も含めて、国際法上はどの国でも基本的に認められるはずの自衛権を放棄した表現についていさか行き過ぎの念を持っていたことは事実である。

結局、こうした考え方が背景にあり、「自己の安全を保持する手段としての戦争をも放棄する」の文言は削除されたまま最後まで復活することはなかった。のみならず、この後の衆議院審議段階でいわゆる「芦田修正」があり、これが憲法第9条第2項の冒頭に「前項の目的を達するため」を加えたことにより自衛戦争と自衛軍は憲法上も許容し得るとの解釈の余地も産んだとさえされることがあるが、この点についても、この芦田修正をGHQが黙認したことが問題とされる。

この点は確かに一方で、民政局のピーク博士が、「芦田修正をみて、ホイットニーに対し、『この修正は日本がdefense forceを保持しうることを意味すると思うが』と述べたところ、ホイットニーに、『あなたはそれがよい考えであるとは思わないか』と言われ、なるほどと思って引き下がったと言うことが伝えられている」⁽¹¹⁴⁾ ことを見ても、GHQ民政局は日本が自衛戦争を行うことや自衛軍を持つことを許容していたのではないかという憶

(113) 田中前掲書註(9)101-102頁。

(114) 田中前掲書註(9)106頁

測が成り立ちうる。ただし、ケーディスは、芦田修正に対して「その目的は何かということを読みもしなかったし、芦田の方から話しもしなかった [が]、……日本が国連の平和維持活動に協力するため police force を派遣できるようにするのがねらいではないか、と自分は考えていた」⁽¹¹⁵⁾としている。

この点、「自己の安全を保持する手段としての戦争をも放棄する」の文言が最後まで復活することはなかったことを強調する見解を述べているのが、政治学者のセオドア・マクネリーである。この点について少し検討してみたい。

マクネリー論文「第九条の起源 (The Origins of Article Nine)」⁽¹¹⁶⁾では、まず論文の冒頭で「日本国憲法が帝国議会で審議され可決されたときから、英文ではなくまさに日本語で書かれた憲法は、思うにそれを採択した議会が憲法の意味するところと考えた通りを意味したのだと筆者は信じる。また、日本の学者・法律家は、憲法の起源および総司令部の憲法起草者たちの意図から自由に、彼ら自身の理論に基づいて憲法を解釈して差し支えない」、とした上で（これは憲法解釈としてはあまりに当然のことであろうが）、次のように述べている。

「ケーディス次長は……芦田修正を黙認したが、それらの修正が日本の軍備——おそらくは国連軍のそれ——を許すことになることに気付いていた。ケーディスは、自分のもとで第九条を自衛戦争を許容するように起草したのだから、芦田修正は基本的には第九条の意味を変えるものではないと思ったのである。……日本国憲法の起草と可決のほとんど初めから終わりまで、それに関係した日本側およびアメリカ側当局者の公式声明には、第九条の戦争および軍備の禁止は絶対的であり、自衛のための軍備ですら禁止される旨、暗に述べたり公然と述べたりする傾向があった。と同時に、最も事情に通じた日本側およびアメリカ側当局者の間では、新憲法の下で自衛のための軍備は許されうるであろうとの意識があった。／もしも、総司令部、日本政府ないしは議会が、自衛のための軍備保有の可能性を非常に強く排除しようとしたのであれば、彼らは、“even for the purpose of defense”（『自衛目的としてすら』）の語句を付け加えようとすればできたのに、しかしそれをしなかった。マッカーサー総司令部における“even for preserving its own security”の削除と、帝国議会による芦田修正の挿入は、ともに自衛のための軍備に門戸を開くよう、故意に企

(115) 田中前掲書註(9)106頁。

(116) Theodore McNelly, “The Origins of Article Nine”, 『法律時報』第51巻6号、1979年5月、要約および解説・古川純：「第九条の起源」（なお古川前掲書註(9)59頁以下に所収。引用に当たって後者（古川前掲書註(9)）を利用する。）

てられたものであった」。一見説得力のありそうな議論である。

しかし、これは果たしてそうだろうか。まず、このマクネリー論文の紹介（要約）を行った古川純はその「解説」において次のように疑問を述べている⁽¹¹⁷⁾。

すなわち、「ケーディスは、『マッカーサー・ノート』第二項にあった“even for preserving its own security”を非現実的であると見なして削除したわけであるが、マクネリー教授はこれによってその後の民政局草案は自衛手段としての戦争および軍備を許すものとなったと理解し、この削除が復活しなかったことを重視する。しかし、一九四六年三月六日発表の“General MacArthur's Announcement Concerning The Proposed New Constitution For Japan”……の中でマッカーサーは次のように述べている。『……憲法条項中の第一は、国家の主権的権利としての戦争を廃棄し、他国との紛争解決手段としての武力による威嚇または武力の行使を永久に放棄し、将来にわたりいかなる陸・海・空軍または戦力の承認をも禁止し、国家による交戦権の取得を禁止する条項である。この措置によって日本は、自らの主権に固有の権利を放棄し、将来の安全と自国の生存を世界の平和愛好人民の善意と正義に委ねることとなった。……』マッカーサーの右の声明では、日本は第九条によって自衛戦争・自衛軍備のみならず自衛権すら放棄してしまったようにうけとることができ、問題の語句の削除は影響を及ぼしていない。つまり、マッカーサー元帥は第九条に関するかぎり、最も『マッカーサー・ノート』に忠実だったと言うべきか」と述べ、マッカーサー解釈とのずれを指摘し、かつ民政局は日本政府当局者との（自衛戦争・自衛軍備容認の）解釈のすり合わせを全く行なっておらず、他面、吉田首相（や幣原）自身も日本再軍備の権利を憲法9条が否定していることを議会で再三言明していることが見落とされている、という重要な指摘をしている。

また、芦田修正のGHQ容認の点に関しても、古川「解説」は重要な指摘を行っているように思われる。すなわち、「芦田修正の前後を問わず、民政局の第九条解釈が結局不変 [いずれにしても自衛の軍備は許容しうる] であったとすれば、当初の草案に文民事項を含まなかった理由として、第九条が『いかなる日本軍将校といえども憲法の下では禁止される』と解釈されていたことをあげるのは矛盾することにならないか。マッカーサーが日本側の文民条項不要論に賛成していたことはどう理解されるのであろうか。文民条項についていえば、これをめぐる日本側の対応は、終始一貫して、芦田修正後も、第九条のもとでは、同条項は無意味に帰する（強いて意味づけたから旧軍人はいっさい閣僚になれない、

(117) 古川前掲書註(9)70-72頁。

というページの恒久化のように解釈せざるをえなかった) というに尽きた。芦田修正と文民条項は、極東委員会中国代表の要求や総司令部の思惑にもかかわらず、制憲議会ではついに結びつかず終わったと言えよう⁽¹¹⁸⁾、としていて、芦田修正が憲法9条に決定的に大きな役割を果たしたという見解に疑義を呈している。こうした指摘は、首肯し得るものであるように思われる。

そして、さらに、ここで私見を加えるならば、このマクネリーの指摘においては、憲法9条起草過程の当事者の分析において、幣原やマッカーサーの見解をほとんど無視する一方で、ケーディスや芦田の見解の方にばかりに重点を置いていて、結論として、起草過程に現れた諸人物のそれぞれの場面での役割や影響力の認識の混同・混乱、ないしは主客逆転が見られるように思われる。こうした主客逆転現象は、しっかりと正されるべきであろうと私は思う。

また、加えて、「自衛戦力合憲論」を結果として導き出すマクネリーのような指摘には、緻密な憲法解釈の視点が欠如しているようにも思われる。(制定当時の政府はもちろんのこと)、自衛のための軍備を認める今の日本政府(内閣法制局)の見解⁽¹¹⁹⁾ですら、芦田修正が持っていたと言われる主観的な意図、すなわち9条1項・2項の文理解釈の結果、侵略のための戦力は持てないが自衛のための戦力は保持できると解し得る(「自衛戦力合憲論」という立場には立っていない。現在の政府見解によれば、憲法9条の下で容認されるのは、あくまでも国家自衛権に基づく自衛のための必要最小限度の実力=自衛力であり、戦力の保持は侵略・制裁・自衛のいずれの目的を問わず保持することは違憲と解している(「自衛力」論)のである(なお、この解釈も自衛戦力を認めないことは正当だが、しかしこれは「戦力にあらざる自衛力」「自衛力は戦力に至らざる必要最小限度のもの」といった意味不明の同語反復(トートロジー)に墮しているように思われ、やはり依然として、納得の行く解釈とは到底思われない⁽¹²⁰⁾。

つまり、憲法9条にいくら芦田修正が加わろうとも、自衛戦力が認められるような文理解釈はまず不可能なのである。だから、当時から今に至るまで日本政府でさえもそうした

(118) 古川前掲書註(9)72頁。

(119) 政府・内閣法制局の見解とその変遷については、中村明『戦後政治にゆれた憲法九条』第3版、西海出版、2009年、浦田一郎『自衛力論の論理と歴史』日本評論社、2012年、浦田一郎『集团的自衛権限定容認とは何か 憲法的、批判的分析』日本評論社、2016年等、参照。私見については、河上暁弘「内閣法制局の憲法9条解釈」『広島平和研究』創刊号、2014年、参照。

(120) 私自身の憲法の平和主義条項の解釈論については、河上暁弘『平和と市民自治の憲法理論』敬文堂、2012年、第3章、参照。

解釈をとってはいないのである。

この点からするならば、例えば極東委員会のメンバーであった中国代表が「芦田修正」後の第9条のこうした（拡大・歪曲）解釈の余地を危惧し、第5章でも述べたとおり、「文民条項」挿入を積極的に提案することになるのも、過去に日本軍国主義が犯した過ちの大きさとそれを正当化するために日本政府が持ち出した数々の不条理でかつ非論理的な「便法」の存在を鑑みれば、こうした過敏とも思えるような反応を示すのも無理からぬところであって、このことが、例えばある論者が指摘するように、「自衛戦力合憲論」の論法が「極東委員会……〔も〕採用した……最も自然な解釈」になる⁽¹²¹⁾とはとても思われない。

また、これは当時の芦田均（衆議院憲法小委員会委員長）や金森徳次郎（憲法担当大臣）も、公的には、9条第2項の「前項の目的」とは戦争と軍備を放棄するに至った目的（「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」）であると説明したり、戦力不保持に「永久」が付いていないのも、国連加盟との関係で「集団的安全保障」が問題となるケース（決して自衛軍ではない）がありうるかもしれないからと説明したりしていることはあっても、一連の修正が戦力の保持を認めるための修正であったということを述べたことはなかったということ、議事録や日記（『芦田均日記』）ともに⁽¹²²⁾そうした記述が全く出てこないということ（前述）は、この問題を検討する際においてきわめて重要な点であるように思われる。

加えて、こうした点は、ケーディスでさえもある程度は自覚していたように思われる。ケーディスが当時憲法上認められるのではないかと考えていたように思われるのは、その証言を見る限り、国連の平和維持活動のpolice forcesであり、せいぜいのところ〔国家と必ずしもイコールではない国民自身の〕「自己の安全を保持する」ための実力の保持の可能性であって、ケーディスはそれを自然権・正当防衛権と同視していた。これは国家武装、自衛軍などとは無視しえぬ距離がある（また、これら当時のケーディスの深層心理的な考察・模索は、PKOへの自衛隊の派遣・参加容認論に結びつくものでもない）。このこと

(121) 長尾龍一『憲法問題入門』筑摩書房、1997年、83頁。

(122) 前掲速記録註(67)、前掲書註(91)、参照。

は、ケーディスの証言や論文の「歪曲」(竹前栄治)⁽¹²³⁾が目立つ今日、とくに強調しておきたいと思う。

要は、ケーディスの対応は、首尾一貫、「穏健な常識人」(伊藤成彦)⁽¹²⁴⁾のそれであって、究極には自己保存に関わるような問題について米国の方からきわめて露骨な言葉によってそれを無理やり否定することをできればしたくない、そのため日本政府側の要望にはなるべく彼らの常識と良識に委ねるといった態度をとったと考えるのが妥当ではないだろうか。このことが積極的に再軍備を認めていたということとは大きな距離があるし、そもそももちろんケーディスといえども最高司令官マッカーサーの見解を否認する権限を持っていたわけでもない。

そして、改めて言うまでもないが、そもそもその当時に当事者たちが心の奥底で何を考えていようとも、憲法解釈に影響を及ぼすものではない。それと比べると、議会での政府・制定当事者の答弁の方が憲法解釈にとっては重要性を持つものである。この点も、決して忘れてはならないであろう。

このように、以上のような検討を踏まえると、民政局草案から当該規定が削除されたことは、すぐにそのまま自衛戦争(と自衛軍備)を認めることを意味したわけではない、ということになるであろう。それは、そもそも「自己の安全」という広範な意味を持つ言葉は、「国家の安全保障」のみならず国民の生存をも含みうる言葉であり、これを守ることが認められない旨を(いくら戦争が自衛と侵略を事実上分けられないものであるからといって)いくら何でも他国の者が、日本側に提示するGHQ草案の中に盛り込むことに関しては、民政局の高官・交渉事務担当者の視点からといって(あるいは法律家の視点からといって)好ましいと思わなかったり、ためらいがあったということについては決して不自然なことではなかったように思われるからである。

(123) ケーディス論文「日本国憲法制定におけるアメリカの役割」の訳者である竹前栄治解説(「訳者解説」)『法律時報』65巻6号・1993年5月号、27-28頁、参照。

竹前は、ケーディス論文の「訳者解説」において、「『憲法九条も集団的自衛権や集団的安全保障権を認めている』などとケーディス論文から推論したり、『日本国憲法によって、自衛隊を国連軍として派遣できるといまでも考えている』と電話でケーディスに確かめたり……した人たちがいる。これらはいずれもケーディスの論文や立法者意思を歪曲しているように思われる。仮に百歩譲っても、ケーディスのようなGHQ草案起草者たちが憲法制定時にそのようなことを意図していたと考えることは無理がある」と指摘している(同「訳者解説」27頁)。

(124) 伊藤成彦『軍隊で平和は築けるか——憲法第九条の原理と私たちの選択』社会評論社、1995年、53頁、参照。

この点、深瀬忠一は次のように言う。

「要するに、それは、自衛権や、自衛と侵略のための戦争および軍隊の区別、主権国家が戦争遂行権を放棄して国際連合あるいはより進んだ世界平和組織に安全保障機能を依託できるか、といった二〇世紀の重大な難問題にかかわる。日本国憲法前文の平和主義、第九条の起草にあたって、マッカーサーの政策決定（戦略的判断）と民政局の法技術的作業のいずれにおいても、高い理想主義にもとづき戦争および軍備を『自己の安全を保持するためであっても』放棄するところまで徹底したいという意図（とくにマッカーサーにおいて）が明瞭に現れたが、結局削除されたことは、ただちに自衛戦争や軍備を（積極的ないし黙示的に）肯定した——従来、そのような短絡論が少なくない——ことではない。……『自らの安全を保持する』とは極めて包括的で一般的な内容の概念であり、およそ一国の生存と国民の生存を保全するためであっても、警察力を含めた『武力の行使』を、即時かつ全面的かつ恒久的に認めないように読める規定は、それが法的規範性を予定するだけに……露骨な敗戦国の武装解除の恒久化を強制しようとしているとしか考えられない非常識なものである。日本が濫用した自衛戦争を再び繰り返させないためには、国の主権の発動としての戦争放棄（『戦争非合法化』）にその趣旨が含まれている……し、『他国との（確定条文では「国際」）紛争解決の手段』としての武力行使等を永久に禁止することによって『自衛』の名による『侵略』的武力行使も実際禁止ないし制限できると解されるのである。……結局九条一項GHQ案は、自衛戦争についても消極的・懐疑的な態度をとっていたと理解すべきである」⁽¹²⁵⁾。

これは、積極的に首肯できるものである。つまり、他国の憲法に自己保存を否定するかのようなことをアメリカ人（他国人）としてきわめてストレートで生々しい言葉を使って書かせるようなことには（それが仮に100%正しいことであっても）大きなためらいがあるのが通常ということである。とりわけ、繰り返しになるが、ケーディスの態度は、首尾一貫、「穏健な常識人」（伊藤成彦）⁽¹²⁶⁾のそれであったように思われる。日本側からこうした言葉を提起してくるならばともかく、米国側からこうした露骨な言葉を提起することは避けたいと思うのは、決して不自然なことではなからう。このようにしてGHQ草案の制定過程をとらえ返せば、憲法9条成立の意味もより積極的に把握することが可能となるのではないだろうか。

(125) 深瀬前掲書註(4)127頁。

(126) 伊藤前掲書註(124)53頁、参照。

そして、そもそも憲法解釈として、「芦田修正」説なり「自衛戦力合憲論」はあまりに粗雑で無理のある解釈であると私には思われることを指摘しておきたい。

この説に対しては、多くの批判⁽¹²⁷⁾があるが、「前項の目的を達するため」という文言を、1項後段（国際紛争解決の手段としての戦争・武力行使等の放棄）にのみかかるとする点で不自然であるという批判がまず当てはまる。また、そもそも侵略のための戦力と自衛のための戦力は区別できるのかという根本的な問題がある。交戦国が自らの起こす戦争を侵略戦争と称することはまずありえないことから、侵略戦争と自衛戦争の区別は不明瞭（前者のみを禁止しても実効性はない）ではあるが、戦力についてはさらに、あらかじめ侵略用の戦力と自衛用の戦力を区別することは事の性質上不可能に近いということである。どんなに重武装を行っても、「これは自衛に用いるために保持している」などと称すれば違憲とはされないというのでは結局何の規制にもならないからである。これは9条2項の戦力不保持規定の規範的意味を完全にないがしろにすることにならざるを得ないだろう。そして、もし憲法が自衛戦争（及び制裁戦争）を認めているのだとしたら、戦争の手続き（例えば、戦争の宣言を法律によって行うか、国会の承認により内閣が行うか、国民投票によって行うかなど）や宣戦講和の権限の所在等についての規定があつてしかるべきだがそれはなく、また自衛戦力（自衛軍）を保持するとしたら、例えば、徴兵制または義勇兵制などの規定や、軍隊の指揮命令権の所在などについての規定があつてしかるべきなのに、そうした規定がいっさい欠けているのは、憲法がそうした戦争権限・軍事権限についての国家機関にも授權を行っていないからであると解すべきであろう⁽¹²⁸⁾。

このように、「自衛戦力合憲説」は、解釈論上、致命的な欠陥をもっているように思わ

(127) 宮沢俊義（芦田信義補訂）『全訂日本国憲法』日本評論社、1978年、162頁、山内敏弘『平和憲法の理論』日本評論社、1992年、80頁等、参照。

(128) ドイツ連邦共和国では、再軍備に当たって、憲法に一切の「国防高権（Wehrhoheit）」に関する規定がないことが問題となり、論争の結果、立憲主義の立場から「国防高権」については憲法典に明記されることによって初めて国家に授權されるという見解が採用され、結局基本法の改正により再軍備が行われたことが参考になる。この議論を紹介した先駆的な研究として、前田光夫「西ドイツの再軍備をめぐる憲法問題」『新防衛論集』第3巻2号・1975年10月、この「研究業績」をさらに日本国憲法の解釈に適用し検討を加えたものとして、古川純「自衛隊の違憲性と平和的生存権」大須賀明ほか編『憲法判例の研究』敬文堂・1982年、31頁以下、古川純「改憲論の動向と『自衛権』論の陥穽」いっだもほか編『憲法読本』社会評論社、1993年、163頁以下、参照。

れるのである⁽¹²⁹⁾。

なお、本章で検討を加えてきたような、自衛戦力合憲説については、こうした解釈論的な欠陥を、憲法制定過程をもち出してその正当化を行う方法もあるいはありうるかもしれない。

例えば、GHQ草案（民政局案）の策定段階でケーディス民政局次長により、マッカーサー・ノートにあった「自己の安全を保持するためであっても」（戦争を放棄する）という文言が削除されたこと、「芦田修正」の「隠された」意図、そして、それに対する極東委員会による「文民条項」追加の要請などにより、自衛戦力合憲論を妥当とする解釈である。

ここでは若干の点を述べるにとどめたい。そもそも、憲法解釈は、憲法原案の立案者の心理的留保や密かなる考えを基に行われるべきものではないということである。憲法解釈は、（立法者の意思等を参照しつつも）法文の「客観的」な意味を明らかにしようとする作業であって、もっぱら立法者（提案者、条文作成者を含む）の主観的意図を明らかにする作業ではないからである⁽¹³⁰⁾。また、もし制定者の意思を参照とすべきだとしても、制定者意思としては、制憲議会（日本国憲法では第90回帝国議会）においてさえ明らかにされていなかった憲法の起草当時者の密かな意思（心裡留保）よりも、制憲議会での討論や答弁などの方が、明示された意思として、憲法解釈においてより参照されるべきものと考えられる（もっともその議会答弁等ですえも解釈においては最有力の参考意見・参考資料

(129) 山内敏弘は、さらに、次のように、9条2項後段の交戦権否認規定との関係も問題とする。

「9条2項後段の交戦権否認規定も、自衛戦力合憲論からは、説明困難な規定となつてざるをえないであろう。2項冒頭の『前項の目的を達するため』を2項後段の交戦権否認規定にもかかるように捉え、しかも交戦権否認を限定するように解釈する見解もあるが、しかし、このような見解は9条2項の規定を完全に無視したものであって、もはや解釈論の域を超えたものといわざるをえないであろう」（山内前掲書註(127)80頁）。

(130) 小林直樹は、20世紀初頭頃までの間に、法の解釈における認識基準が、立法者の歴史的・心理的意思に求める「主観説」又は「意思説」から、法に内在する理性的意思に求める「客観説」へと移行してきた（マウンツ「立法者の意思ではなくて、法律の意思 [der Wille des Gesetzes] が決定する」）ことにより両説の争いは「ほぼ決着がつけられていた」という学界の一般傾向を指摘しつつ、だからと言って、例えば、立法者の意思は解釈において何の役にも立たないものではなく、歴史的立法者の意思を資料によってできるだけ正確にとらえて、これを法解釈の参考に供することは十分に意義のある作業であることを指摘している（その点で主観説と客観説は接近していて、実は純粹に片方だけで成り立っているわけではない）。しかし、法の明文の意味の理解のために制定者の意思を参考に供する以上に出て、それを決定的な解釈基準とし、また不完全な歴史的「立法者」を絶対化するのには問題があると指摘している（小林直樹『憲法学の基本問題』有斐閣、2002年、149-156頁）。

にとどまり、解釈においては必ずしもそれに拘束されるものではない)。制憲議会における吉田茂、幣原喜重郎、そして芦田均でさえも、いずれも議会では自衛戦力合憲論につながりうる明確な説明・答弁をまったくしていなかった（むしろ、自衛戦争、自衛戦力保持が禁止されることを強調していた）のである。

いずれにしても、自衛戦力合憲論の立場をとる論者のその立場を正当化しようとする努力はいささか涙ぐましいものがあり、またとくに憲法制定過程などを持ち出す理論展開は学問的には興味をそそられるものはあるが、歴史的資料としてはともかく、少なくとも、現行憲法の解釈論としては、無理のあるものと言わざるを得ないように思われる⁽¹³¹⁾。

7. 高柳・マッカーサー往復書簡について

憲法9条の提起者について、先ごろ、堀尾輝久が高柳賢三憲法調査会会長（当時）とダグラス・マッカーサー（元GHQ最高司令官）との間の往復書簡原文を用いた論文「憲法九条と幣原喜重郎」⁽¹³²⁾を発表した。この論文は、かねてより憲法9条の発意を幣原とする説を精力的に発表してきた論者が、その説をさらに原文資料を以って補強したものであり、注目されるものである。

同論文において堀尾は、同往復書簡の存在を高柳賢三の論文「憲法九条——その成立経過と解釈」（『自由』1961年12月号、後に高柳賢三『天皇・憲法第九條』〔有紀書房、1963年〕所収）によって知り、高柳の憲法9条成立に関する学説とともに注目をしてはきたものの、その「書簡の原文（英文）はどこにあり、日付はいつなのかわからないままで

(131) この点に関して、長谷部恭男は次のように言う。

「ある法律の成立の経緯、あるいは起草や審議にあたった人々の考えは、その法律の解釈を決定するわけではない。法としての効力を有するのは、あくまで条文に定式化された限りでの立法者の意思である。／それ以外の起草者や立法者の考えは、例えそれを知ることができたとしても、それによって現在の我々が拘束されるべき理由は乏しく、憲法思想史や比較法上の素材と同様、解釈の参考資料となるに過ぎない。我々はむしろいかなる解釈が9条を憲法全体の構造と理念に整合的に位置づける最善の解釈と言えるかを議論すべきであり、起草者の意思に従うべきだと主張する論者は、なぜ起草者の考えが最善の解釈と言えるかを立証すべきである」（長谷部恭男『憲法』第5版、新世社・2011年、56頁）。

(132) 堀尾前掲論文註(9)。なお、本章の考察は、河上暁弘「高柳賢三・マッカーサー往復書簡と憲法9条制定過程」阪口正二郎・江島晶子・只野雅人・今野健一編『浦田一郎先生古稀記念憲法の思想と発展』（信山社、2017年刊行予定）に増補・修正を加えたものであることをお断りしておきたい。

あった」が、2016年1月19日と1月21日に国会図書館の憲政資料館を訪ねて、「その原文の手紙（高柳・マッカーサー往復書簡）を見つけ出す事ができ」たとしている⁽¹³³⁾。この資料は以前より公開資料であり、これまでもそれなりに紹介・言及・考察がなされてきた資料ではある⁽¹³⁴⁾。だから、一部報道にあるような「新たな史料を見つけた」ないし「発見」（東京新聞2016年8月12日朝刊⁽¹³⁵⁾）という表現はいささかオーバーな表現であるようにも思われるが、同資料については、これまでは一部を紹介・言及されるにとどまる場合が多く、同資料の日英の原文に丁寧に当たり、またそれを詳細に検討したものは、管見の限りほとんどない（少なくともあまり多くない）のではないかと思われる。その意味で、堀尾論文の学術的意義は大いにあるものと思われる。

とくに、この資料は、高柳の質問（とくに再質問）が（マッカーサーと会見しての質疑がかなわず文書によるものであったことから）「よく準備され、焦点のはっきりした質問」であり、それに応答するマッカーサーの回答も「明快な回答」であったことがあらためて注目される⁽¹³⁶⁾。

この資料（往復書簡）自体が興味深いものであるので、以下、堀尾論文を参照しつつ、私も原文に当たって紹介と検討を試みたいと思う⁽¹³⁷⁾。

(133) 堀尾前掲論文註(9)101頁。

(134) 高柳前掲書註(9)76頁〔書簡そのものについての具体的な言及なし〕、高柳ほか編前掲書註(52)『日本国憲法制定の過程Ⅱ』44-46頁、佐々木前掲書註(57)63-65頁、廣田前掲論文註(9)等、参照。

(135) 東京新聞は、2016年8月12日朝刊で、次のように報じている。

「日本国憲法の成立過程で、戦争の放棄をうたった九条は、幣原喜重郎首相（当時、以下同じ）が連合国軍総司令部（GHQ）側に提案したという学説を補強する新たな史料を堀尾輝久・東大名誉教授が見つけた。史料が事実なら、一部の改憲勢力が主張する『今の憲法は戦勝国の押しつけ』との根拠は弱まる。」（第1面）

「憲法9条は幣原喜重郎首相が提案したという学説を補強する新たな史料を見つけた堀尾輝久・東大名誉教授に、発見の意義などを聞いた。」（第3面）

(136) 堀尾前掲論文註(9)106頁。

(137) この往復書簡は、内閣・憲法調査会事務局が1959年2月に作成した、「高柳会長とマッカーサー元帥及びホイットニー准将との間に交わされた書翰」と題する文書（簿冊）であり、堀尾は国会図書館の憲政資料館において見つけ出したとされるが、私自身がその資料を入手しようと思ひ、さらに調べたところ、国立公文書館にも保存されているものであり（内閣・総理府から国立公文書館への「移管」は「1971年」、保存場所は「本館-2A-038-08」、請求番号「憲00114102」、マイクロフィルム「リール番号：002800、開始コマ：0813」）、web上（「国立公文書館デジタルアーカイブス」 <https://www.digital.archives.go.jp/>）からのアクセスも可能な公開文書であることがわかった（<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/F0000000000000331505.html> [2016年11月3日閲覧]）。本稿ではその文書を使用する。

この「憲法調査会（Commission on the Constitution）」資料「高柳会長とマッカーサー元帥及びホイットニー准将との間に交わされた書翰（Correspondence between Chairman Takayanagi and General MacArthur and General Whitney）」は、高柳会長とダグラス・マッカーサー及びコートニー・ホイットニー（元GHQ民政局長）との間の往復書簡8通を集めたものである（高柳からマッカーサーとホイットニーにそれぞれに対して2往復の書簡で計8通）。高柳は、憲法調査会の「憲法成立過程の歴史的調査」のために訪米調査（1958年11月15日ニューヨーク到着から同年12月23日帰国）⁽¹³⁸⁾を行い、その際に、マッカーサー及びホイットニーとの会見を強く望んでいた。高柳からマッカーサーとホイットニーに対して会見の申し込みがなされるのは、後で見るように1958年12月1日付の書簡においてである。

ここで、会見の申し込みはこんなぎりぎりの時期ではなく、訪米前の余裕のある時期に前もってできなかつたのかという疑問が生じる。しかし、この点については、実際は1958年11月5日付で駐米日本大使館は、安川参事官⁽¹³⁹⁾の名前で、当時マッカーサーの秘書的な役割を果たしていたホイットニーに対して面会の申し入れとともにマッカーサーとの面会の手配もあわせて依頼する旨の書簡を送り、また、11月10日付で、「面会者用英文質問書」も送っていた。だが、この駐米日本大使館からの書簡について、ホイットニーは、駐米日本大使館の「覚書」の中に、「いわゆる合衆国の提案 [so-called United States suggestions] 」という言葉が用いられていることなどから、質問内容も「信じられないほど見当違いの質問 [unbelievably impertinent questions] が含まれ」ていて、「ありもしない

(138) この渡米調査の詳細については、廣田前掲論文註(9)参照。

高柳は、1958年9月25日に日本を出発し、9月26日にインドで学識経験者と会談した後、10月1日から15日まで、カイロで開催されたアジア法律諮問委員会会議に出席した。続いて、大友一郎が10月11日に日本を出発してカイロで高柳と合流し、さらに、稲葉修が10月25日に日本を出発してボンで高柳・大友に合流して、この3名が欧州各国で「憲法運用の実際に関する調査」を行った。そして、この3名は、11月15日にニューヨークに到着し、11月8日に現地に到着していた高田元三郎と合流し、12月23日に帰国するまで米国で憲法の制定経過に関する調査を行った。高柳は、ニューヨークに到着した翌日である11月16日に、マッカーサーやホイットニーなどから面会拒否の通知があったことを確認したとされる（廣田前掲論文註(9)101-103頁）。

(139) 「安川参事官」とは、安川壮（やすかわたけし；1914年2月16日-2000年6月17日、1939年外務省入省、その後、北米局長、官房審議官、駐米大使などを歴任）のことである（安川壮『忘れ得ぬ思い出とこれからの日米外交——パールハーバーから半世紀——』世界の動き社、1991年、106頁、参照 [なお、当該書籍を参照するに当たっては、同書籍を保有していた公益財団法人青森県国際交流協会の皆様の貸し出しに関するご協力を頂いた。記して謝したい]）。

外国人による強制」と圧力を持ち出しているなどとして、面会の拒否を12月14日付の安川参事官宛の書簡で伝えて来たとされる⁽¹⁴⁰⁾。こうしたことから、最終的には、駐米日本大使館ではなく高柳会長自らが英文の書簡を送ることになったという経緯があったのである。

以下、高柳とマッカーサー及びホイットニーとの往復書簡の詳細を見て行くことにしたい（以下、書簡からの引用部分の日本語・英文ともにすべて同往復書簡からのものである。ただし、和訳の方に明らかな誤りがあると思われるときは英文を参照して修正することがあるが、その場合は修正した旨を註に記す）。

(1) 高柳からマッカーサー及びホイットニーへの書簡（1958年12月1日付）

まず、高柳からマッカーサー及びホイットニーに、1958年12月1日付で書簡がそれぞれ別々の書簡として2人に送られている（高柳からマッカーサーへの書簡及び高柳からホイットニーへの書簡の合計2通）。

マッカーサー宛の書簡では、憲法調査会が「行政組織上は内閣に置かれて」はいるが、「その方針や議事手続きは、全く自主的に決定することになって」おり、内閣や政党からも調査会の仕事に干渉することはできない旨を記している。そして、「憲法成立過程の歴史的調査」のために、吉田茂、芦田均、金森徳次郎らの証言を聴取したが、日本側の参考人の述べたことには誤解や偏見に基づくものもあるかもしれず、それを正すためにはアメリカ側の証言・資料を収集する必要がある、それは「真理のため[in the interest of truth]」であり、そのような努力がおこなわれたならば、「日本にとってもアメリカにとっても、相互に利益になるであろう」（引用に当たって促音を小文字で表記した、以下、促音や拗音は同様に小文字で表記する）とした上で、マッカーサーに対しては、「貴下は、わたくしたちが調査している問題について権威ある情報を握っておられ、わたくしたちの真理の探究に対して大きな寄与をなすことができるということを考えると、わたくしたちが貴下に会見できずに日本に帰るとしたら、わたくしたちの今回の渡米は、不完全なものとなりましょう」として、ニューヨークのアビー・ホテルに滞在している12月5日から12日までの間の都合のよい時に会見したい旨を記している。

また、ホイットニー宛の書簡では、「日本大使館の安川氏」からの情報で、憲法調査会の性格と訪米の目的が誤解されているとし、憲法調査会は、「憲法を反動的に改

(140) 廣田前掲論文註(9)105-106頁、安川前掲書註(139)106頁。

正するのを支持する人々の集りではありません」、「今回の訪米は、なんら政治的なものではありません」、「改正に賛成する人々のために証拠を発見するためではありません。わたくしたちの目的は、むしろ学術的なものであります」とあえて記している。また、自己の英米法学者としての経歴や貴族院議員として憲法制定過程で果たした役割などにも触れ、そのことが自らが「会長をしている調査会の性格を幾分でも明らかにする」可能性についても言及している。その上で、次のように述べる。「貴下〔ホイットニー〕がマッカーサー元帥にお会いになりましたら、元帥がわたくしに会見して下さる場合でも、細かいことでご迷惑をおかけするつもりはないとお伝え下さるようお願いいたします。わたくしは、例えば、資料を十分に研究した後で得られたわたくしの印象が誤っていないかどうかを元帥にお尋ねしたいです」⁽¹⁴¹⁾。そして、質問事項として、次のような3点の事項を記している。

「(1) 当時の国際情勢を考慮すると、元帥が1946年2月にとったきわめて迅速な措置は、日本の福祉〔welfare of the Japanese〕に大きな寄与をなした政治的措置であって、これについては、日本国民は、マッカーサー元帥に永久に感謝しなければな

(141) 高柳のこうしたものの聴き方について、佐々木高雄は、「あまりに弱腰な態度が示されている」(佐々木前掲書註(57)63頁)としている。しかし、私見では、ものの聴き方としては、とりあえず丁寧でジェントルマンな態度と思われ、また納得がいかないところがあれば再度質問をしている点から見ても、格別に問題のあるものの聴き方ではないように思われる。また、佐々木は、マッカーサーやホイットニーが調査会の訪米調査団に会わなかった理由を改憲目的の調査と理解(誤解)したからではなく調査目的が「歴史的真相を発見するための事実調査」であるからこそ会えなかったとする神川彦松憲法調査会委員の発言(「憲法調査会第24回総会議事録」1959年1月21日、44頁以下)を好意的に引用し、高柳のマッカーサー宛の書簡に、マッカーサーの説く幣原発案説について「マッカーサーによる創作ではないか」という点を「解明できるような工夫を凝らして質問すべき」であったが「そうした努力の跡を認めることができない」、「不適切」なものであったとしている(佐々木前掲書註(57)64-65頁)。そして、「確かに、こうした調査活動は、相手方の協力がなければ進められないので、そのご機嫌を損じないように配慮しながら、実行されなければならないが、聴くべきことを聴かずに済ませてよいわけではないように思われる」と述べている(佐々木前掲書註(57)65頁)。果たしてそうだろうか。では、高柳は「マッカーサーの創作」であることを「工夫を凝らして」聴けばよかった、そうすれば「適切」で公平公正な調査だったと言うのであろうか。もしそうでなければならぬという趣旨ならば私には疑問が残る。

ただし、廣田直美も指摘するとおり、「高柳は質問する際、自らの見解を述べて、『誤っていないかどうか』をマッカーサーに尋ねるといふかたちをとって」て、「通常の質問形式ではないため、回答が、高柳の見解に左右されやすい」ということには注意が必要であるとは思われる(廣田前掲論文註(9)119頁)。

らない。11カ国による共同統治（コンドミニウム）が行われたとしたら、われわれは、災害を受けた [have been disastrous] であろう。」

「(2) 天皇制の維持 [maintenance of the Emperor system] は、マッカーサー元帥によって最終的に決定されたのであって、この決定の責任は元帥にあり、この決定による功績も元帥にある。この決定は、元帥の当面の責任である占領政策の実施を確保するためには、たしかに賢明な決定であった。この措置は、圧倒的に多数の日本国民の支持を得たばかりではなく、その後行われ、今もなお行われている日本政体の広汎な改革のただ中において、安定の要素を導入したことになった。」

「(3) 多くの議論が行われている第9条については、わたくしは、マッカーサー元帥も幣原男爵も、日本の基本政策という視点からのみならず、世界全体に実現すべき性式の事態という観点 [in term of the shape of things] から考えていたものと思う。日本国憲法第9条は、世界各国の将来の憲法の模範となるべきものであった。さもなければ、人類は、原子力時代において死滅してしまうかも知れない。わたくしは、ロスアンゼルスにおける元帥の雄弁な演説に大いに感動し、元帥が日本政府に対して本条を憲法に入れるように勧めた (encouraged) とき、元帥の心中には他の考慮もあったかも知れないが、これが元帥の支配的な考えであったと思うようになった。」

(2) ホイトニー及びマッカーサーの回答 (1958年12月4日・12月5日)

この高柳書簡に対して、ホイトニーは、1958年12月4日付の書簡で、高柳会長の12月1日付の書簡の中で明らかにされた憲法調査会の訪米調査の目的が、「安川氏が11月5日付のわたくしあての書簡の中で明らかにした意図や目的とは雲泥の差があります」とし、後者は、「常識のある人ならば、完全なアメリカの戦後政策に暗に挑戦することによって意識的にアメリカを非難せんとするものであり、完全な日本国憲法それ自身をも攻撃せんとするものであると考えるよりほかありません」が、「貴下の書簡によって、この問題を全く違った見方で見ることができるようになりました」としている。その上で、もし「貴下の説明が貴調査会がわが国を訪問する前に行われていたならば、調査会が意見を聴きたいと思っておられるすべての人々の完全な協力を得ることができたであろうと信じます」が、「しかし、このように明らかな食い違いから生じた現在の状態は、とても混乱しておりますので、わたくしは、調査会の活動に参加しないというわたくしの前の決定を変更するのは賢明ではないと思います」としている。また、高柳に対して、「わたくしは、わたくしたちが日本国民の幸福を

もっともよく増進するような新しい憲法を制定するために一しよに働いていたとき以来、貴下のことよく覚えており、貴下に好感を抱いております。それゆえ、貴下がその後、気ままな改正から憲法を断固として擁護して来られたと聞いても、わたくしは意外には思いません」、としている⁽¹⁴²⁾。

また、その翌日の12月5日付にはマッカーサーの書簡が送付されている。その中でマッカーサーは、冒頭で高柳からの先の質問を繰り返してそのまま明記し、項目ごとに簡潔に回答している。

まず、書簡の冒頭で、「私は、今は完全に日本自身の主権の範囲内にある事柄に関して、日本の調査委員会の議事に正式に参画することが適切であるかどうかは疑わしいと思いますが、貴下のご質問に対して、非公式に、次のように回答します」と述べる。

そして、先の質問(1)については、「当時の日本の政治情勢は絶望的なもの」だったが、「外人による軍政 [alien military government] か自治的な民政 [autonomous civil government] かが問題」であり、連合国の共同統治・分割統治さえ意味しかねない前者を採用せよという連合国の圧力の中で、「わたくしの確固とした決意と目的 (My fixed determination and purpose) は、このような強暴な差別的処置を避け、日本の君主制 [Japan's sovereignty] をできるだけ速やかに近代的、自由主義的な線に沿って再建することでありました」⁽¹⁴³⁾と答えている。

また、質問(2)については、「天皇制の維持 [preservation of the Emperor system] は、私の不動の目的 [fixed purpose] でありました。天皇制は、日本の政治的、文化的生存に固有のものであり欠くことのできないものでした」と回答している。

さらに、質問(3)について、マッカーサーは、次のように回答している。重要なので全文を引用しておきたい。

「貴下の印象は正しいものであります。第9条のいかなる規定も、国の安全を保持

(142) ホイットニーの書簡のこの部分について、堀尾は、「『反動的で気ままな改憲論』へのホイットニーのいらだちが伝わってくる文章になっていることにも気づく」、としている(堀尾前掲論文註(9)103頁)。

(143) 「日本の君主制 [Japan's sovereignty] をできるだけ速やかに近代的、自由主義的な線に沿って再建すること」の部分の翻訳について、Japan's sovereigntyの部分で「日本の君主制」と翻訳することについて、堀尾は、「思い込みによる誤訳というべきか」、とする(堀尾前掲論文註(9)103頁)。この部分は、「日本の統治権」(ないしはやや意識的だが「日本の統治機構」とでも訳すべきところであろう)。

するのに必要なすべての措置をとることを妨げるものではありません。わたしはこのことを憲法制定の当時述べました。その後10個師団ならびにこれに対応する海上、航空部門から編成される自衛隊 [Defense Force] を設けるよう勧告いたしました。本条は、専ら外国からの侵略を対象とするもの [this article was aimed entirely at foreign aggression]⁽¹⁴⁴⁾ であって、世界に対して精神的な指導力 [spiritual leadership to the world] を与えようと意図したものであります。本条は、幣原男爵の先見の明と経国の才とえい知の記念塔として、永続することでありましよう [It will stand everlastingly as a monument to the foresight, the statesmanship and the wisdom of Prime Minister Shidehara] 。

高柳の質問の「マッカーサー元帥も幣原男爵も、日本の基本政策という視点からのみならず、世界全体に実現すべき性式の事態という観点から考えていたもの」で「日本国憲法第9条は、世界各国の将来の憲法の模範となるべきものであった」、といった部分へのマッカーサーの応答が、「第9条のいかなる規定も、国の安全を保持するのに必要なすべての措置をとることを妨げるものではありません」というのは、回答としてややずれているようにも思われるが、おそらくその後の「世界に対して精神的な指導力を与えようと意図したもの」という部分が高柳の質問に直接対応する部分であり、それを導くための補足的なものとして述べているものであろう。

マッカーサーは、憲法第9条は法的には「国の安全を保持するのに必要なすべての措置をとることを妨げるもの」でもなく、「専ら外国からの侵略を対象とする」ような「自衛隊 [Defense Force] 」を創設することも可能と解しているようである。ただ

(144) この部分を日本語では、「本条は、専ら外国への侵略を対象とするもの」と訳しているが、foreign aggressionは「外国からの侵略」と訳すべきものと思われるので修正した。なお、「日本法令外国語訳データベースシステム」 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>) によれば、刑法第81条の「外患誘致」（外国と通謀して自国に対し武力を行使させる犯罪）は、英語ではinstigation of foreign aggressionと訳されている。ここでもforeign aggressionは外国への侵略ではなく外国からの侵略を意味する語として使われていることを付記しておきたい。

し、この第9条理解は、憲法制定当時のマッカーサー声明（1946年3月6日）⁽¹⁴⁵⁾などとは異なるように思われるが、幣原の憲法9条理解とマッカーサーの（少なくとも1958年時点の）憲法9条理解が異なることを示すものであるだろう。この点について、堀尾輝久は、「戦力の放棄についての幣原とマッカーサーの考え方には違いがあったこと、交戦権の放棄と戦力の放棄は幣原のものであったことを窺わせる証言となっていること、マッカーサーには憲法九条の枠での専守防衛的な発想があったことが窺えることにも注目しておきたい」⁽¹⁴⁶⁾としている。

このマッカーサー書簡を読む限りそのような解釈は十分に可能である。ただし、マッカーサーは、憲法制定当時からそうしたDefense Forceを憲法9条が許すような解釈をとっていたとは思われないことから、ここでのマッカーサーの回答は、1958年12月5日段階でのマッカーサー自身の解釈なり高柳の質問の影響があったとも考えられる。

（3）高柳の再質問（1958年12月10日付マッカーサー及びホイットニーへの書簡）

マッカーサーの12月5日付の書簡の末尾に、「私の御援助できることについて他に御質問がございましたら、喜んでお答えいたします」と記してあったことをとらえて、高柳は残った疑問をホイットニーとマッカーサーに対してさらに再質問をしている。この質問はきわめて詳細・具体的である（いずれも12月10日付書簡）。

ホイットニー宛の書簡（12月10日付）では、質問事項として、次の3点を記している。

第一は、GHQが憲法草案を日本側に提示した際のホイットニーの発言に関してで

(145) 1946年3月6日のマッカーサーの声明では次のように述べている。

「国家の主権の発動としての戦争を除去し他国との紛争解決の手段としての暴力による脅威またはその使用を永久に廃棄し、更に将来陸、海、空軍またはその他の戦争能力を承認することあるひは国家がいかなる交戦権をもつことも禁止してゐる。かかる計画と公約によつて日本はその主権に特有な諸権利を放棄しその将来の安全と生存を世界の平和愛好民族の誠意と正義にゆだねることになつた。」（<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/03/094/094tx.html> [国立国会図書館電子展示会前掲Website註(9)「日本国憲法の誕生」の「資料と解説」の「3-22『憲法改正草案要綱』の発表」の「マ元帥聲明」。同資料は「佐藤達夫文書49」を出典としている。同佐藤文書には、「昭二一、三、七 読売」との記載があるので、調べたところ、『讀賣報知』1946年3月7日朝刊1面に「マ元帥聲明」の和訳が掲載されている。佐藤文書には日本語に加えて英語文も記されている。なお、同Website「日本国憲法の誕生」は、2016年12月1日閲覧）

(146) 堀尾前掲論文註(9)104頁。

ある。松本丞治（幣原内閣の国務大臣）によると、1946年2月13日に、GHQ民政局代表と日本政府の代表が会見したときに、ホイットニーが、GHQ憲法草案に示された原則に基づく憲法改正案を提示しなければ、「われわれは天皇の身体 [person] を保障することはできない」と述べたとされるが、「貴下はそのようなことを言明されたのですか」、また、「もし言明されたとした場合」、（「もし日本政府がこのような草案を提示しなかったら、われわれは、天皇を国際法廷に召喚するつもりである」と理解した松本丞治の理解とは異なり）高柳は「天皇が法廷に呼び出される危険を含んだ当時の国際情勢を客観的に説明したのにすぎないのではないかと理解しているがその「わたくしの解釈は誤っているのでしょうか」と尋ねている。

第二は、米国、ソ連、英国、中国の4カ国による日本非武装化監視条約構想に関するものである。ヒュー・ボートン教授の論文「連合国の日本占領」によれば、占領終了後も日本の軍備撤廃及び非軍事化が引き続き行われることを保障・監視するために、米ソ英中4カ国で構成される管理委員会（the Commission of Control）の設置を内容とする条約がそれらの諸国で審議されたとされる。それは、まず1945年12月の米ソ英中4カ国外相による「モスクワ会議」で提案・審議され、1946年はじめには米国が他の3カ国に米国の草案を配布し、1946年6月21日に条約案の全文が公表されたが、1946年7月にはこの案件がパリでの外相会議の議題からはずされたという経緯があり、憲法調査会のある委員によれば、「マッカーサー元帥は、日本の独立後25年間も4カ国の管理委員会の監視を受け入れるよりは、幣原の考えを採用して、戦争禁止、軍備撤廃の条項を憲法の中に入れたほうが、日本のために賢明であると考えたのかも知れない」としている。このことに対して、「(1) GHQは、1945年12月モスクワの外相会議で条約案が審議されたことを知っていましたか」、また、「(2) もし知っていたとすれば、マッカーサー元帥は、調査会のある委員が述べた上記のような考慮をされたのですか」、と尋ねている。

第三は、憲法9条が成立に至るまでの条文変更の意味・解釈に関する質問である。マッカーサー・ノート（1946年2月3日）にあった「自己の安全を保持するための手段としての戦争の放棄」がGHQ草案（1946年2月13日に日本側へ提示）の段階で削除されたことについて、「この文句は、自己防衛という自然権をも否定しているように解されるおそれがある」ことが理由で削除されたのかと尋ね、また、同様に、現行の第9条のような条文になった際に、いわゆる芦田修正で「前項の目的を達するため」という文言が付け加えられ、芦田均自身は、第9条は、侵略の目的をもって行う戦争、

武力による威嚇または武力の行使、並びにこの目的のためにする軍隊の保持は禁止されるが、自衛のための軍隊の保持は規制を受けないという意味になったと述べているが、「貴下は、『前項の目的を達するため』という文句がこのように解釈されうることを予見せられ、それを考慮した上で承認を与えられたのですか」、と尋ねている。

また、マッカーサー宛の書簡（12月10日付）では、次のような質問事項を記している。これは、憲法調査会内にある憲法9条成立過程に関する幣原・マッカーサーの役割に関する2つの意見を紹介した上で、幣原が戦争放棄・武力保持を禁止する憲法条文を提案したのか、それとも幣原はそうした考えを単に日本の将来の政策として伝えたにとどまり、マッカーサーがこのような考えを憲法に入れるよう勧告したのか、という質問である。高柳の質問は、長文で詳細にわたるものではあるが、重要性に鑑みて、全文引用しておきたい。

「(1) 参考人のうちある者は、幣原の経歴に照らして考えると、幣原が1946年1月24日 [January 24, 1946]⁽¹⁴⁷⁾ 貴下と会見した際、幣原は、貴下に対して、軍国主義の復活を防止することが必要であり、日本が進もうとする平和の道を世界に示すことが必要であると語ったのに対して、貴下が心から賛同されたのではないかという意見を述べました。しかし、これらの人々は、この件は、日本の将来の政策の問題として一般的にとり上げられたのであって、幣原はこのような考えを日本国憲法に法文化するように述べたものではないと考えています。これは、もちろん、憶測にすぎませんが、これらの人々の意見は、幣原の閣内その他の場所における憲法改正に関する態度を根拠としています。

(2) 幣原と個人的に親しかった参考人たちは、幣原はこのような考えを憲法に法文化するようマッカーサーに進言したという意見を述べました。これらの人々の意見は、幣原自身が、第9条は連合国から押しつけられたものではなくて、日本側から発案されたものであると言ったことを根拠としております。参考人の1人は、冗談をいうといった調子で、閣内の幣原の（保守的な）同僚は、幣原がかれらと話す場合には全く沈黙を守っていたので、欺かれたのだとさえ言っております。

もちろん、どの参考人も、貴下と幣原との会談を聞いたわけではありません。会見

(147) この幣原・マッカーサー会談の日付が英文の書簡では1946年1月24日 (January 24, 1946) と記されているのに、日本語訳では、「1956年1月20日」と誤って記載されているので正しておきたい (1956年では幣原は死去した後であり、マッカーサーもGHQの最高司令官ではない)。

の日付を考慮し、なかんずく貴下がアメリカ上院で行われた証言を勘案⁽¹⁴⁸⁾してみると、わたくし個人としては、幣原の考えは憲法改正に関連して貴下に伝えられたものである、ただし、貴下の覚書第2 [マッカーサー・ノート第2項] は幣原ではなく貴下が筆をとって書かれたものであると考えております。しかし、これとても、全くの憶測にすぎません。貴下だけが真相を語ることができます。それゆえ、次の点について再びお教え下さるようお願い申し上げます。それによって、私達の調査会委員の意見の相違は、明らかになくなることでありましょう。

幣原首相は、新憲法起草の際に戦争と武力の保持を禁止する条文 [an article renouncing war and the maintenance of an armed force] をいれるように提案しましたか。それとも、首相は、このような考えを単に日本の将来の政策として貴下に伝え、貴下が日本政府に対して、このような考えを憲法に入れるよう勧告されたのですか (下線は引用者)

(4) ホイットニー及びマッカーサーの回答 (1958年12月18日・12月15日)

この高柳の詳細・具体的な質問に対して、回答の日付が前後するが、ホイットニー、マッカーサーの順にその回答を紹介したい。

ホイットニーは、12月18日付の高柳宛の書簡において、高柳の3つの質問に答えている。

第1の質問 (1946年2月13日の発言) については、「松本博士の解釈は全然間違っています」とし、「当時、マッカーサー元帥は、占領行政に当たって、もつとずっと過酷な — 残忍非道とも言ふべき — 方法をとるように、一部の連合国政府から強い圧力を受けていました」し、「天皇を主要戦争犯罪人として裁判するように要求する国さえありました」と述べ、「天皇に関する発言は、このような情勢の一般的外観というわく内で、認識不足な者のためになされたので、重要な改革を促進させるような措置を奨励せんとして行われたのです」、と答えている。この回答では、松本が言うような「天皇の身体 [person]」についてまで言及したかどうかについては明確に答えてはいないが、しかし、ホイットニーには天皇を人質に取ったような脅しによりGHQの憲法草案を日本側に吞ませようとした意図は全くなく、その意味で松本が脅迫

(148) 高柳書簡の日本語 (和訳) では、「堪案」となっているが「勘案」の誤りであろう。「貴下がアメリカ上院で行われた証言を勘案してみると」の部分は、英文では、「in light of your testimony before U.S. Senate」となっている。

と受け止めた解釈は全くの誤りであり、GHQ草案が提示した位の抜本的な民主化改革を内容とした憲法案を提示できなければ、天皇制を維持しようとしているマッカーサーの努力も無になるほど、現在の日本を取り巻く国際情勢が厳しいものであるということ客観的に説明・強調したにすぎないということであろう。

第2の質問については、「わたくしの認識しているところでは、最高司令部は、1945年12月のモスクー会議または1946年7月のパリー会議で平和条約の案件が議論されたということについては報告さえうけていませんでした」、と答えている。日本非武装化条約構想は、マッカーサー・ノートやGHQ草案には影響を与えていないという回答である。

第3の質問については、「貴下が引用されている同条の民政局案は、この問題に関するマッカーサー元帥と幣原男爵との間の話を反映するような字句を用いてあります。それは、日本政府に提示されるより以前に、マッカーサー元帥が特に承認を与えた字句であります。最終案で修正されたのは、審議を経た後の国会の結論を反映したものです。言いかえれば、マッカーサー元帥が、幣原男爵との会談後最初に書き留めたものは、一般原則の大ざっぱな概要であって、それが米日当局によって慎重に検討された後に、現在の形になったのです」、と回答している。この回答は質問への直接的な回答ではないが、高柳の質問の筋にやや引っ張られてなのか、マッカーサー・ノート第2項の条文は「一般原則の大ざっぱな概要」であったが、GHQ民政局や日本の国会での修正を経て最終的に確定した現行の憲法9条は「慎重な検討」を経たよりよい条文になったということを示唆しているようである。

次に、マッカーサーの回答を見て行こう。マッカーサーは、12月15日付書簡において回答がなされている。そこでは、まず高柳の先の質問をそのまま引用した上で、次のとおり回答がなされている。

「戦争を禁止する条項を憲法に入れるようにという提案は、幣原首相が行ったのです。(The suggestion to put an article in the Constitution outlawing war was made by Prime Minister Shidehara.) 首相は、わたくしの職業軍人としての経歴を考えると、このような条項を憲法に入れることに対してわたくしがどんな態度をとるか不安であったので、憲法に関しておそろおそろわたくしに会見の申込をしたとっておられました。わたくしは、首相の提案に驚きましたが、首相にわたくしも心から賛成であると言うと、首相は、明らかに安どの表情を示され、わたくしを感動させました。」

この回答などを受けて、訪米調査を行った高柳は、戦争放棄条項に関して、訪米調査によって得られた見解は、「①SWNCC 228は、戦争放棄、戦力不保持の原則を採用すべきものとしていない」、「②第9条を憲法の中に入れることを提案したのは、幣原首相である」、「③マッカーサーは第9条を規定した趣旨について、日本が、再び侵略戦争をしないという決意を示すことと、世界を精神的に指導するという事としてしている」、「④マッカーサーは、自衛のために必要なあらゆる措置を取りうることを第9条は否定するものではないと、制定当時から考えていた」の4点であるとしている（外交資料館海外出張「報告要旨」）⁽¹⁴⁹⁾。また、高柳は、1958年12月12日夜、同行した記者に対して、「第九条は幣原元首相のイニシアチブによるものであること」⁽¹⁵⁰⁾と語っていた。

このようにしてみると、マッカーサーの第9条の提案者に関する回答は一貫していると言ってよい。しかも、今回の書簡による証言は、他のものと異なり、マッカーサーが（直接の質問がないのに）一方的に憲法9条の提案者について言及をしたというのではなく、「焦点のはっきりした質問」に対して「明快な回答」がなされている点がとくに重要である。この点を、堀尾は次のように述べている。

「この回答は、一九五一年五月五日の上院軍事外交合同委員会での証言と変わらず、その信憑性を裏付けるものであり、しかも文書によるものである。／憲法調査会の会長として、憲法の成立に関わったアメリカ人を訪ね、確かな事実を学問的に突き詰めようとした高柳の思い。しかし、六〇年安保を前にしての憲法改正論議のなかで（実際この調査会自体、岸内閣のもとで五七年に活動を開始した）、それだけに主観的な、

(149) 廣田前掲論文註(9)122頁。

(150) この点は、廣田前掲論文註(9)122頁（同ページの註439）で知ったことだが、あらためてそこで示されていた新聞記事を探して当たったところ、私が入手した同様の記事では、廣田の指摘する「『朝日新聞』1958年12月13日朝刊」ではなく、『朝日新聞』1958年12月13日夕刊第1面・東京第3版の記事だが、見出しは、「憲法案は総司令部が起草 高柳会長語る 【ニューヨーク十二日発＝共同】」とあり、記事の内容は次のようなものであった。

- 「ワシントン、ニューヨークにおける調査を完了した高柳憲法調査団一行は、十三日午前九時ニューヨーク出発サンフランシスコに向うが、十二日夜高柳会長は次の点を明らかにした。
- 一、マッカーサー元帥とは会見しなかったが、文書による回答でむしろ知りたい点をより明確に明らかにすることができた。
 - 二、憲法草案は米国で起草されて日本に持ってきたものではなくて総司令部が独自に起草したものであること。
 - 三、ラチモアなどの学者は草案起草には関係しなかったこと。
 - 四、第九条は幣原元首相のイニシアチブによるものであること。」

思い込みをふくんだ俗論が飛び交うなかでの、truthを求めての調査が容易ではなく、訪米直後の二週間でのマッカーサー及びホイットニーとの接触もままならず、応答は会見によってではなく文書によるものであった。それだけによく準備され、焦点のはっきりした質問と明快な回答は貴重な証拠資料であり、憲法九条の成立史研究にとって、そして憲法九条の捉え方にとっても意義深いものがある。」⁽¹⁵¹⁾

ここであらためて振り返っておきたいのは、マッカーサーの回答の一貫性についてである。1951年5月5日の米国上院軍事外交合同委員会の場では、「内閣総理大臣幣原氏が私の所にやってきて、こう言ったのです。『私は長い間熟慮し、信じてきたことがあります』と。幣原氏は大変賢明な老人で、最近亡くなられたのですが、彼は『これは、長い間熟慮し、信じてきたことなのですが、この問題を解決する唯一の方法は、戦争をなくすことです』と言いました。／そして、『私はこの問題の相談に来ましたが、軍人であるあなたにこうしたことを提起することには甚だためらいがあったのです。なぜなら、あなたはこうした私の提案を受け入れないだろうと思っているからです。しかし』と、彼は言いました。そして『私は、現在起草している憲法の中にそのような規定を入れるように努力したいのです』と言ったのです」⁽¹⁵²⁾と証言している。

また、1955年1月26日のロサンゼルスでのスピーチで、マッカーサーは、「当時の賢明な幣原首相は私を訪れ、日本人 (the Japanese) 自身を救うには、彼らは国際的な手段として戦争を廃絶すべき (should abolish war as an international instrument) であると強く要望 (urged) した。私がこれに同意すると、彼は私の方に向き直って、『世界は我々が実際に即さぬ夢想家 (impractical visionaries) であるといつてあざけり笑う (laugh and mock) でしょうが、百年後には我々は予言者 (prophets) と言われるようになるでしょう』と言った」⁽¹⁵³⁾、と述べている。

(151) 堀尾前掲論文註(9)106頁。

(152) MILITARY SITUATION IN THE FAR EAST— Hearings before The Committee on Armed Services and The Committee Foreign Relations United States Senate Eighty-Second Congress First Session to conduct an inquiry into the military situation in the far east and the facts surrounding the relief of General of the Army Douglas MacArthur from his assignments in that area, MAY 5 1951, Printed for the use of the Committee on Armed Services and the Committee on Foreign Relations, United States Government Printing Office Washington: 1951., pp.223.

(153) Douglas MacArthur, *A soldier speaks*; public papers and speeches of General of the Army, Douglas MacArthur. / Prepared for the U.S. Military Academy, West Point, N.Y., by the Dept. of Military Art and Engineering. Edited by Vorin E. Whan, Jr. With an introd. by Carlos P. Romulo., New York; London: F.A. Praeger, 1965, p.319.

さらに、『マッカーサー回想記』でも次のような箇所がある。

「日本の新憲法にある『戦争放棄』条項は、私の個人的な命令で日本に押しつけたものだという非難が、実情を知らない人々によってしばしば行われている。これは次の事実が示すように、真実ではない。……幣原男爵は一月二十四日（昭和二十一年）の正午に、私の事務所におとずれ、私にペニシリンの礼を述べたが、そのあと私は男爵がなんとなく当惑顔で、何かをためらっているらしいのに気がついた。私は男爵に何を気にしているのか、とたずね、それが苦情であれ、何かの提議であれ、首相として自分の意見を述べるのに少しも遠慮する必要はないといってやった。首相は、私の軍人という職業のためにそうしにくいと答えたが、私は軍人だって時折いわれるほどカンがにぶくて頑固なのではなく、たいていは心底はやはり人間なのだと述べた。／首相はそこで、新憲法を書上げる際にいわゆる『戦争放棄』条項を含め、その条項では同時に日本は軍事機構は一切もたないことをきめたい、と提案した。そうすれば、旧軍部がいつの日かふたたび権力をにぎるような手段を未然に打消すことになり、また日本にはふたたび戦争を起す意志は絶対がないことを世界に納得させるという、二重の目的が達せられる、というのが幣原氏の説明だった。／首相はさらに、日本は貧しい国で軍備に金を注ぎ込むような余裕はもともとないのだから、日本に残されている資源は何によらずあげて経済再建に当てるべきだ、とつけ加えた。／私は腰が抜けるほどおどろいた。長い年月の経験で、私は人を驚かせたり、異常に興奮させたりする事柄にはほとんど不感症になっていたが、この時ばかりは息もとまらんばかりだった。」⁽¹⁵⁴⁾

これらマッカーサーの証言は、いずれも憲法第9条・戦争放棄の発案者は幣原喜重郎であるというものであり、それなりに一貫性を持った証言であり、証言自体にはとりたてて不自然なところはなく、十分に参照されるべき証言と思われる。

（かわかみ あきひろ 広島市立大学広島平和研究所准教授・憲法学）

キーワード：憲法9条／憲法制定過程／マッカーサー・ノート／ケーディス／高柳賢三／憲法調査会

(154) マッカーサー前掲書註(44)163-164頁。